

# 役員及び評議員の報酬等に関する規程

## (目的)

### 第1条

本規程は、学校法人金剛学園（以下「本法人」という。）の寄附行為第51条の規定に基づき、本法人の役員及び評議員の報酬等の支給基準について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (適用範囲)

### 第2条

本規程は、本法人の理事、監事及び評議員に適用する。

## (報酬の原則)

### 第3条

本法人の理事、監事及び評議員に対する報酬は、無給とする。

## (費用の支給)

### 第4条

前条の規定にかかわらず、役員等が本法人の業務を遂行するために要した必要かつ相当な費用については、実費を支給することができる。

2 前項の費用とは、次に掲げるものをいう。

- 一 宿泊費その他業務遂行上やむを得ず必要となる経費
- 二 前各号に準ずるものとして理事会が認めた費用

## (費用支給の手続)

### 第5条

前条に規定する費用の支給を受けようとする役員等は、所定の手続に従い、領収書等の証憑書類を添付して請求しなければならない。

2 費用の支給にあたっては、理事会の承認を経るものとする。ただし、軽微な費用については、別に定めるところにより理事長の決裁をもってこれに代えることができる。

**(附則)**

本規程は、令和7年4月1日より施行する。